

プラント状況確認結果(令和元年11月5日～令和元年11月12日)

令和元年11月13日
福島県原子力安全対策課

令和元年11月5日～令和元年11月12日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(11月12日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	2.9	2.8	2.9	—
		圧力容器 底部温度(°C)	23.0	28.1	27.2	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	9.60×10 ⁻⁴	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.06	0.07	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	23.1	23.1	22.0	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(11月12日午前10時)

最小 0.412(MP-6)～最大 1.267(MP-4)μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月11日採取分)

最小 検出限界値未満(6号機取水口前、港湾口) ※検出限界値は約0.54、0.57Bq/L
～最大 4.7(1～4号機取水口内南側)Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月11日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.50Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.62Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(11月8日採取分)

最小 検出限界値未満（3、4、5、6号機）※各検出限界値は3.9、4.8、4.9、4.1 Bq/L
～ 最大 450（1号機）Bq/L

トラブルの概要（令和元年11月5日～令和元年11月12日）

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

- 既設多核種除去設備（A）における水たまりの確認について（11月7日発生）

午前10時24分頃、既設多核種除去設備（A）のクロスフローフィルタの流量調整弁グランド部から水が滲んで滴下していることを協力企業作業員が発見しました。漏えい範囲は、約10cm×5cm×深さ1mmが2箇所でした。漏えいした水は堰内に留まっており、外部への影響はありません。既設多核種除去設備（A）は停止中でした。現場を確認したところ、滲みは2箇所で流量調整弁の後弁と判明しました。後弁を養生し、グランド部は増締めを実施し滲みは停止しました。滴下した水については拭き取りを完了しています。詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) をご覧ください。
- 高温焼却建屋北側の共用プール廃液移送配管からの漏えいについて（11月9日発生）

午前11時19分、高温焼却建屋北側の共用プール廃液移送配管のカバー継ぎ目より、3秒に1滴の滴下があることを協力企業作業員が発見しました。その後、午前11時33分、東電社員が現場確認を実施したところ、15秒に1滴の滴下であること及び当該配管下部に5cm×5cm×1mmの水溜まりがあることを確認しました。当該漏えい箇所については、ビニール袋で滴下を受けております。東電社員が現場を確認したところ、当該配管カバーの他の継ぎ目4箇所からも滴下していることを確認しました。その後、同配管カバーを開けたところ、カバー内に水が溜まっていたことから、滴下していた水はカバー内に溜まっていた水と判断し分析を行いました。東電は、直近（10月28日）で同配管を使って移送した水の分析結果と比較した結果、今回配管カバー内に溜まっていた水は雨水と判断しました。詳しくはこちら [\(3\)](#) [\(4\)](#) をご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）